機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0010339	7　連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4　カード管理システム連携	個人番号カードの送付先情報のCSへの連携については、異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。	○	○	○	―
0010340	7　連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4　カード管理システム連携	CSから送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を作成し、CSに送信すること。番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる居所を送付先として設定できること。	○	○	○	―
0010341	7　連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4　カード管理システム連携	送付先情報のCS送信履歴を検索・確認できること。	○	○	○	―
0010342	7　連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4　カード管理システム連携	個人番号カード管理システムから受信した送付先情報突合結果通知において、突合結果区分が「再作成依頼」となっているものについて、送付先情報を作成し、CSに自動送信すること。また、突合結果区分が「交付取りやめ」となっているものについて、通知書が自動で作成できること。	○	○	○	―
0010343	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.1　個人番号の生成・変更・修正要求	個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。 また、生成された個人番号の取込ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010344	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.1　個人番号の生成・変更・修正要求	個人番号の変更請求及び職権修正に基づく個人番号の変更要求ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010345	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.1　個人番号の生成・変更・修正要求	個人番号請求者及び変更者について一覧表を作成できること。	×	×	×	―
0010346	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.2　符号の取得	住基ネット回線経由で符号の取得要求ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010347	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.2　符号の取得	住民記録システムからCSへの符号の要求が正常に送信できているかを確認できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010348	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3　団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能	団体内統合宛名機能（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令第2条第2号二に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010527	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3　団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能	団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010349	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3　団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能	団体内統合宛名機能からの機関別符号取得要求を受信できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010350	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3　団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能	団体内統合宛名システムで付番された「団体内統合宛名番号」を取り込むことができること。	×	×	×	―
0010578	7　連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.4　電子証明書のシリアル番号取得	住基ネット回線経由でカード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号を職員の手を介することなく自動で取り込めること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日